

大気汚染防止法の一般粉じん発生施設（法施行令別表第2）

番 号	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	コークス炉	原料処理能力が50t／日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く）又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3	ベルトコンベア、バケットコンベア（鉱物、土石、セメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	ベルトの幅が75cm以上 バケットの内容積が0.03m ³ 以上
4	破砕機、摩砕機（鉱物、岩石、セメントの用に供するものに限り、湿式、密閉式のものを除く）	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい（鉱物、岩石、セメントの用に供するものに限り、湿式、密閉式のものを除く）	原動機の定格出力が15kW以上